

第 1 2 号議案

桶川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び桶川市税条例の一部を改正する条例

第 1 条 桶川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年桶川市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前			改正後		
（定義） 第2条 略 （2） 特定個人情報 法 <u>第2条第8項</u> に規定する特定個人情報をいう。 （3） 個人番号利用事務実施者 法 <u>第2条第12項</u> に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 （4） 情報提供ネットワークシステム 法 <u>第2条第14項</u> に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。			（定義） 第2条 略 （2） 特定個人情報 法 <u>第2条第9項</u> に規定する特定個人情報をいう。 （3） 個人番号利用事務実施者 法 <u>第2条第13項</u> に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 （4） 情報提供ネットワークシステム 法 <u>第2条第15項</u> に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
略			略		
2 市長	外国人生活保護準用事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による <u>児童手当若しくは特例給付</u> の支給に関する情報、介護保険法（平成9年法律第123号）による保検	2 市長	外国人生活保護準用事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による <u>児童手当</u> の支給に関する情報、介護保険法（平成9年法律第123号）による保検給付の支給、地

	給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報、障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する情報又は重度心身障害者手当支給事務に関する情報であって規則で定めるもの		域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報、障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する情報又は重度心身障害者手当支給事務に関する情報であって規則で定めるもの
--	---	--	--

第 2 条 桶川市税条例（昭和 3 0 年桶川市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
（市民税の申告） 第38条の2 略 8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第26条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。 （施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出） 第67条の2 略	（市民税の申告） 第38条の2 略 8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第26条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。 （施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出） 第67条の2 略

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(**同条第15項**に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(種別割の減免)

第95条 略

2 略

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法**第2条第15項**に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(特別土地保有税の減免)

第136条の3 略

2 略

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律**第2条第15項**に規定する

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(**同条第16項**に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(種別割の減免)

第95条 略

2 略

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法**第2条第16項**に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(特別土地保有税の減免)

第136条の3 略

2 略

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律**第2条第16項**に規定する

法人番号をいう。以下この号において
同じ。)(法人番号を有しない者にあつ
ては、住所及び氏名又は名称)

法人番号をいう。以下この号において
同じ。)(法人番号を有しない者にあつ
ては、住所及び氏名又は名称)

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

桶川市長 小 野 克 典

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。